

子育て支援制度のご案内

時期

不妊治療費・不育症治療費助成

不妊、不育症の治療費を助成します。**回数制限はありません。**

妊産婦医療

申請日から出産の翌月までの医療費を助成します。

出産祝い品

出生届の提出時に、出産祝い品ベビ♡パケなどを**プレゼント**します。

1カ月児健康診査の費用助成

受診費用を**全額助成**します。

新生児聴覚検査の費用助成

入院中の新生児聴覚検査の初回検査費用を**全額助成**します。

産婦健康診査の費用助成

産後1カ月の産婦健康診査費用を助成します。

時期

産後ケアの費用助成

産後1年までの産婦で、家族などから家事・育児の十分な援助が受けられず、産後に心身の不調や育児不安がある人が、医療機関で心身のケアや授乳指導などを子どもと受ける費用を一部助成します。
 市民税非課税世帯・生活保護世帯や、市内の医療機関で受けたときは実質無料となります。
 ＊短期入所型、通所型のほか、今年度から訪問診療が対象の**訪問型を新設**しました。

児童手当

高校生の年代までの子ども1人につき月額10,000～30,000円を支給します。

子ども医療

出生日～18歳になる年度末までの医療費を助成します。

養育医療、育成医療

医師が必要と認めた期間、未熟児や一定の障がいのある子どもの医療費を助成します。

妊産婦

子育て

時期

子どものインフルエンザ予防接種費用助成

6カ月～12歳は2回、13歳～**18歳**となる年度の人は1回、1回当たり2,000円を助成します。

今年度新設 ファミリー・サポート・センター

子育ての知識などを学んだボランティアが、乳児～小学生の預かりなどをします。
 ＊1時間500円。預かりの必要経費が別途必要です。
 ＊登録が必要です。

病児・病後児保育

平日に、**病児・病後児保育ルームなのはな、なでしこ**ほかの**2施設**で、病気が病気回復期で集団保育が難しい6カ月～小学生の預かりをします。
 ＊登録が必要です。

第3子以降の児童の保育料、副食費の全額免除

保育所に通う第3子以降の子どもの副食費と保育料を**全額免除**します。
 ＊申請が必要です。

子育て

子育て支援課 ☎45-1113

児童クラブ

月～土曜日(祝日を除く)と学校の長期休暇中、放課後に保護者が仕事などで不在の小学1～4年生の見守りをします。
 ＊月額4,000円。**2人目半額、3人目と生活保護世帯は無料**です。
 ＊申し込みが必要です。年度途中からや、長期休暇のみの利用もできます。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親が、就職につながるスキルを身に付ける対象講座を受講する費用などの9割相当額を給付します。
 ＊申請が必要です。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親が、看護師などの資格を取るために、一定の間、養成機関で修業する期間に給付します。
 ＊申請が必要です。
 ＊進級時の教材費の補助もあります。

詳しい要件
 などは
 こちら →



子育て支援サイト

LINEでの
 相談も
 できます →



子どもなんでも相談

市・県営住宅 入居者募集

福祉課 ☎34-5434

団地名(ところ)	戸数	階層	間取り	家賃	駐車場代
①県営西大崎住宅(西大崎3-9)	若干数	4階	3DK	16,100～35,000円	2,800円
②県営南四日町住宅(南四日町4-10)		4,5階		14,400～29,000円	2,900円
③県営北入蔵住宅(北入蔵2-11)				15,600～31,400円	3,000円
④市営南四日町住宅(南四日町4-10)		5階		15,400～30,500円	2,900円
⑤市営曲渕住宅(曲渕1-8)		2,3階	2DK、3DK	20,100～48,800円	3,500円
⑥コーポラス飯田(飯田2277-1)		3階	2LDK	30,000円	3,000円
⑦コーポラス飯田ファミリア(飯田2271)		2階	3LDK	40,000円	

対 象 次の要件を満たし、暴力団員・暴力団関係者でない人
 ①～⑤…住宅に困っていることが明らかで、収入基準を満たしている。
 [④⑤] 上記のほか、市内在住・在勤で、同居する親族(＊)がいる。
 ⑥………年齢、同居要件なし(単身者も入居可能)
 ⑦………市内在住・在勤で、収入基準を満たし、同居する親族(＊)がいる。
 (＊) パートナースhip・ファミリーシップの宣誓者を含みます。

申し込み 申込書と必要書類を福祉課、栄・下田各サービスセンターのいずれかに提出ください。

申込期限 ①～⑤ 6月30日(月)、⑥⑦ 先着順

詳しくはこちら



①～⑤



⑥⑦

ジェンダー平等コラム

「私だから」ってなんだろう ジェンダー平等をもっと身近に

地域経営課 ☎34-5624

思い込みで、自分や相手が生きづらさを感じたり、可能性を狭めたりすることがあります。

家庭や職場など身近なところで
 「女性はこちらあるべき」「男性はこちらあるべき」
 という思い込みや偏見に気付くことが
 ジェンダー平等への第一歩です。

性別に関係なく、したいと思うことを自分で選び、
 周りの人の考え方も尊重しましょう。



＊「ジェンダー平等」とは、
 一人ひとりが性別にかかわらず、
 責任や機会を平等に分ち合うことです。



福祉課 ☎34-5408

共に暮らすまちづくりに向けて

社会のバリアを取り除く「合理的配慮」を心掛けましょう

「合理的配慮」とは、障がいのある人が感じる社会のさまざまなバリアを取り除くために、できる範囲で必要な工夫や対応をすることです。

・聴覚障がいや、言葉での意思疎通が難しい人に、筆談やイラストで説明する。
 ・視覚障がいや車いすの人のために、移動の妨げになるものを通路に置かない。スーパーなどで高い場所にある商品を代わりに取る。
 といったことを一人一人が心掛け、三条市を障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らせるまちにしていきましょう。

